

## 安佐市民病院跡地活用検討協議会開催要綱

### (開催)

第1条 安佐市民病院の主要な機能の移転により生じることになる跡地（以下「安佐市民病院跡地」という。）について、その活用方針を検討、作成するに当たり、地域住民から意見を聴き、協議・調整するため、安佐市民病院跡地活用検討協議会（以下「協議会」という。）を開催する。

### (意見聴取等)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について意見聴取及び協議・調整する。

- (1) 安佐市民病院跡地の活用方針に関すること。
- (2) その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

### (構成)

第3条 協議会は、次に掲げる者の出席をもって開催する。

- (1) 安佐北区コミュニティ交流協議会会長及び副会長
- (2) 可部地域住民代表者
- (3) 企画総務局企画調整部長
- (4) 安佐北区副区長

### (座長等)

第4条 協議会に、委員の互選により座長を1名置く。

- 2 座長は、会務を総理する。
- 3 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長が指名する構成員がその職務を代理する。

### (会議)

第5条 協議会は、市長が必要と認めるときに開催する。

- 2 協議会は、公開とする。
- 3 座長は、必要に応じて、関係者に資料の提出を求め、又は関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴くことができる。

### (庶務)

第6条 協議会の庶務は、企画総務局企画調整部政策企画課において処理する。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、企画総務局長が定める。

### 附 則

この要綱は、平成27年12月3日から施行する。